

あなたの会社『手形払い』や『手数料負担』のままではないですか？

下請法が激変！『取適法』

2026年スタートの

～自社への影響と今すぐ変えるべき契約書・支払方法～

令和8年1月1日から、「下請法」(下請代金支払遅延等防止法)が改正され、「取適法(とりてきほう)」(中小受託取引適正化法)として新たに施行されました。これにより、適用対象となる取引・事業者の範囲の拡大や新たな禁止行為の追加等がなされました。そこで本セミナーでは、法律の改正点や委託事業者課される義務・禁止行為等の基礎知識をはじめ、事業者の取適法への対応について分かりやすく解説します。是非、皆様のご参加をお待ちしております。

【主な講座内容】

◎改正の全体像を概要でつかむ

- ・取適法・フリーランス保護法の改正ポイント 他

◎取適法の重要ポイント

- ・4つの義務と11の禁止事項を押さえる

- ・「価格交渉」のポイント 他

◎フリーランス保護法のポイント

- ・偽装請負にならないための4つの判断基準 他

◎中小企業が明日からやるべき5項目

受講
無料

会社同士の取引は、本来は対等。
しかし、現実には力関係の差が生じることがある



取適法は、このような「形式上は対等な合意でも、実質的には受け入れざるを得ない取引」に着目した法律である。

【講師プロフィール】

社会保険労務士
湘南経営パートナーズ
代表社員(社会保険労務士)

いし い りゅうすけ
石井 隆介 氏



1976年生まれ、大学卒業後15年金融機関に勤務後、39才で社会保険労務士資格取得。3年半社会保険労務士法人に勤務後、2021年5月に開業。企業における労使トラブル、採用、教育といった『ヒト』の問題に直面する中で、特に労務問題については単に法律論では解決できない課題が多くあることに気づく。経営者に伴走する中で『答えは会社の中にある』という解決の糸口をつかみ、経営者の声に耳を傾けることで会社の労務問題をオーダーメイドに解決することができるという評判から120社の顧問先を担当し、支持される。現在では事業拡大のための助成金活用術『中途採用社員が勝手に育つ5つの労務管理メソッド』を基本としたサポートを行っている。

■お申込み方法

【申込フォーム】

下記申込書に必要事項をご記入いただき、

右記二次元コードまたはFAX

のいずれかでお申込みください。

<https://forms.gle/E4za4EhS2UbgxvrJA>



【日時】令和8年 9月 3日(木)

14:00～16:00

【場所】諫早商工会議所 3階 中ホール

(諫早市高城町 5-10)

※隣接の市営高城駐車場ご利用の際は、110円/30分がかかります。

【定員】30名(定員になり次第締め切ります。)

【対象】中小・小規模事業者(会員・非会員問わず。)

主催

商工会議所 中小企業相談所

TEL 0957-22-3323 FAX 0957-24-3638

9/3(木)開催 下請法が激変！2026年スタートの『取適法』受講申込書 ※このままのサイズでFAXして下さい。

諫早商工会議所 行 (FAX 0957-24-3638)

(申込日: 令和8年 月 日)

事業所名		TEL	
所在地		FAX	
受講者名	(複数のご参加可能)	E-mail	

※ご記入いただいた個人情報は主催者からの各種連絡・情報提供のために利用するほか、セミナー参加者の実態調査・分析のために利用することがあります。